

## 芦北出身女性ら3人 水俣病と認定されず

### 国の不服審査会が裁決

国の公害健康被害補償不服審査会（岡本美保子会長）は22日、水俣病と認定しなかった鹿児島県の決定を不服とした同県などの3人の審査請求を棄却したと発表した。裁決は15日付。

3人のうち1人は水俣病被害者互助会の女性（61）同県出水市。2005年に公害健康被害補償法に基

づき認定を申請し、申請が棄却された16年に審査請求していた。裁決は有機水銀に対する「相当程度のばく露があった可能性は認められる」としながら、「請求人にみられる感覚障害は、水俣病に特徴的なものとはいえず、有機水銀に対するばく露の可能性があった時期から長期間が経過した後であられたもの」とし、

水俣病と認めることはできないと判断した。

女性は芦北町の漁村集落の出身。両親と祖父母は患者認定されており、女性自身は子どものころから頭痛やめまい、こむら返りなどに悩まされてきた。国などに損害賠償を求めた訴訟の一審・熊本地裁判決（14年）では水俣病と認められた。谷洋一・水俣病被害者互助会事務局長は「様々な症状に苦しんでおり、（有機水銀に対する）ばく露も感覚障害なども認めて水俣病として認定すべきなのに、非常に残念で極めて不当だ」と批判した。

（奥正光）

出水市の女性ら3人  
不服審査請求を棄却

水俣病認定申請

水俣病の認定申請を棄却した鹿児島県知事の処分を巡り、国の公害健康被害補償不服審査会（岡本美保子会長）は22日、同県出水市の女性（61）＝芦北町出身＝ら3人の不服審査請求を棄却したと発表した。裁決は15日付。出水市の女性につ

いて、裁決は「有機水銀に対する相当程度の暴露があった可能性は認められるが、女性にみられる感覚障害は水俣病に特徴的なものとはいえない」と結論付けた。女性は2005年に認定申請し、16年2月に鹿児島県知事が棄却していた。支援する水俣病被害者互助会は「県の棄却処分を追認する裁決は不当で、非常に残念だ」としている。不服審

はこのほか、広島市の女性と鹿児島県長島町の男性についても、感覚障害の現れ方が「水俣病に特徴的なものとはいえない」などと判断した。

事務局の環境省によると、不服審査を請求して裁決が出ていないのは87人となった。このうち65人が熊本県知事の処分を不服としている。（山本文子）

芦北出身女性らの  
不服審査請求棄却

水俣病認定申請巡り

水俣病の認定申請を棄却した鹿児島県の処分を巡り、国の公害健康被害補償不服審査会（岡本美保子会長）は22日、同県出水市の女性（61）＝芦北町出身＝ら3人の不服審査請求を棄却したと発表した。裁決は15日付。

女性は漁師の家庭に生まれ、幼少期から頭痛やからす曲がりなどの症状に苦しむ。両親や祖母は認定患者。水俣病被害者互助会に所属し国などに損害賠償を求めた訴訟の熊本地裁判決（2014年）では、水俣病と認められた。16年2月、鹿児島県に認定申請を棄却され、同5月に処分取り消しを求める行政不服審査を請求していた。

審査会は棄却の理由を「有機水銀に対する相当程度の暴露があった可能性は認められるものの、請求人に見られる感覚障害は水俣病に特徴的なものとはいえず、他に小脳性運動失調などが認められないから原処分は相当」としている。

互助会の谷洋一事務局長（73）は「有機水銀の暴露も

感覚障害も認めており、今までの通例では水俣病と認定すべきだ。被害を狭く捉えようとする行政の不当な姿勢を追認する裁決で非常に残念」と話した。

（村田直隆）